

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和6年8月 26 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 3件

**國民年金關係** 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300996 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2400020 号

## 第1 結論

昭和 61 年 2 月から平成 2 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 2 月から平成 2 年 1 月まで

私は、昭和61年1月末に会社を退職した後、国民年金の加入手続は行っていなかったが、昭和63年6月に、同年度分の納付書のほか、昭和61年2月から昭和63年3月までの督促状が届いたため、まとまったお金を用意し、私の姉に依頼して、同年6月か同年7月に、A市役所の窓口で、昭和61年2月から平成元年3月までの国民年金保険料を一括納付した。

また、請求期間のうち、平成元年4月から平成2年1月までの国民年金保険料については、具体的な納付時期や納付場所は覚えていないが、納付書により自身で納付したのは間違いないので、請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間のうち、昭和 61 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、姉に依頼し、昭和 63 年 6 月か同年 7 月に、A市役所において一括納付した旨主張しており、また、請求期間のうち、平成元年 4 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、具体的な納付時期や納付場所について覚えていないが、自分で納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格取得の入力処理年月日は、平成 4 年 2 月 19 日であることが確認でき、請求者の国民年金手帳記号番号「\*」(後に、基礎年金番号に付番)は、同年 2 月頃に払い出されたと推認できることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、当該加入手続時点では、請求期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、国民年金保険料納付に係る確定申告について税務署への調査を希望しているところ、請求者の請求期間当時の住所地を管轄する税務署は、保存期間経過により、当時の資料はない旨回答していることから、請求者の確定申告の内容について確認することができない。

さらに、請求者が国民年金保険料を納付したとするA市は、保存期間経過のため、請求期間に係る資料はないと回答している。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び年金情報総合管理・照合システムによる調査の結果においても、請求者に対して国民年金手帳記号番号「\*」のほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求者の請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300997 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2400021 号

## 第1 結論

昭和 59 年 1 月から同年 10 月までの請求期間及び昭和 62 年 11 月から昭和 63 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 10 月まで  
② 昭和 62 年 11 月から昭和 63 年 4 月まで

私は、銀行を退職した昭和 59 年 1 月頃、父に勧められて A 市役所で国民年金の加入手続を行い、具体的な納付方法について、はっきりとはわからないが、父が請求期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、請求期間②の国民年金保険料について、会社を退職後、自身で国民年金への切替手続を行ったか覚えていないが、請求期間①と同様に父が納付してくれていたはずである。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年 1 月頃、父に勧められて A 市役所で国民年金の加入手続を行い、父が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該期間の国民年金保険料を納付したとする父親は既に亡くなっていることから、当該期間に係る納付状況は不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「\*」）の国民年金の記録（1）欄には、請求者が被保険者となった日が「昭和 59 年 1 月 1 日」、被保険者でなくなった日が「昭和 59 年 11 月 5 日」、再び被保険者となった日が「昭和 62 年 11 月 1 日」、被保険者でなくなった日が「昭和 63 年 5 月 12 日」と記載されているものの、オンライン記録によると、これらの期間に係る入力処理年月日は平成 2 年 7 月 23 日（ただし、昭和 63 年 5 月 12 日の入力処理年月日は平成 2 年 9 月 18 日）であることが確認できることから、請求者の国民年金番号は平成 2 年 7 月頃に初めて払い出されたと推認でき、当該入力処理が行われるまでは、請求期間①及び②は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民

年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索においても、請求者に上記国民年金番号「\*」のほかに別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

加えて、A市は、保存期限経過のため、請求期間①及び②に係る資料はないと回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者に係る請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400046 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2400022 号

## 第1 結論

昭和 41 年＊月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年＊月から昭和 48 年 3 月まで

私は、請求期間のうち、昭和43年4月から昭和47年3月までは短期大学又は大学の学生で、それ以外の期間はアルバイト等をしていた。私が20歳になった昭和41年＊月頃に、母が国民年金の加入手続を行ってくれ、結婚する前の月までの保険料も、母が郵便局か信用金庫の人に預けて毎月納付してくれたはずであるので、調査の上、請求期間を保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付してくれた旨主張しているが、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする母親は既に亡くなっています、証言を得ることができないことから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に払い出された国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）＊が記載されている頁の払出年月日欄には「49. 10. 31」と記載されていること、及び請求者の国民年金番号の前後の番号が付与された被保険者の記録から、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、昭和 49 年 9 月ないし同年 10 月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と相違している。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、母親が納付していた旨陳述しているが、前述の推認される加入手続時期までは、請求期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない。

加えて、請求者の主張のとおり保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に上記国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び請求者が請求期間当時に居住していた A 市に係る年金情報総合管理・照合システムにおける

氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

また、日本年金機構が保管しているA市が作成した、請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和48年度及び昭和49年度に納付された保険料が記載されている一方、昭和41年度から昭和47年度までの保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、A市は、請求期間に係る保険料の納付状況を確認できる資料は、保存期限経過により保有していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者に係る請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。